

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センタ -] P.214

20 健康づくりに要する経費 3,658,068 円 (5,359,841 円)

[国・県 375,458 円 その他 106,900 円 一財 3,175,710 円]

* 特財内訳

[国負：保健事業費 187,729 円]

[県負：保健事業費 187,729 円]

[諸収入：講座参加個人負担金 106,900 円]

目的

住民一人一人の健康の保持と疾病の予防を図る。

内容

自らの健康は自ら守るという認識と自覚向上のために教室や相談を行った。

事業名	回数	延人員
健康教育	70 回	1,665 人
健康相談	228 回	4,312 人
訪問指導	144 回	144 人
献血	23 回 (26 台)	400ml 880 本 ・ 200ml 517 本

効果

生涯にわたる健康づくり事業の実施により、自らの健康は自ら守る自覚を促し、ニーズに応じた各種保健サービスの推進を図ることができた。

[担当：保健センタ -] P.216

2401 休日夜間急患センター運営に要する経費 34,465,608 円 (34,480,316 円)

[その他 9,165,607 円 一財 25,300,001 円]

* 特財内訳

[負担金：休日夜間急患センタ - 運営費負担金 8,165,607 円]

[諸収入：休日夜間緊急診療所運営交付金 1,000,000 円]

目的

休日・夜間における初期救急患者の医療の確保を図る。

内容

2 市 1 町により、取手・北相馬休日夜間緊急診療所の運営を医師会病院に委託し、休日・夜間の医療業務を行う。

効果

休日や夜間の初期救急患者の医療が確保され、速やかに対応することができた。

取扱患者数 (単位：人)

	17年度	16年度	比較
取手市	4,817	4,386	431
守谷市	844	749	95
利根町	178	212	34
計	5,839	5,347	492

[担当：保健センタ -] P.216

2501 病院群輪番制参加病院補助金 35,037,494円 (52,463,880円)

[その他 17,747,250円 一財 17,290,244円]

* 特財内訳

[負担金：病院群輪番制運営費負担金 17,747,250円]

目的

第2次救急医療対策として、重症患者の医療の確保を図るとともに、小児救急医療輪番制を実施し、小児救急患者の医療の確保も図る。

内容

常総広域内の8病院(宗仁会病院、取手協同病院、取手医師会病院、東取手病院、守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院、水海道さくら病院)が共同連携し、輪番方式で円滑な救急医療業務を行うために、4市1町(取手市・常総市・守谷市・利根町・つくばみらい市)が補助し実施した。また、小児救急医療についても、2病院(取手協同病院、守谷第一病院)により小児救急医療輪番制を実施している。

取扱患者数 (単位：人)

	病院群輪番制 (H17.4~H18.3)	小児救急医療輪番制 (H17.4~H18.3)
取手市	1,162	3,390
常総市(旧水海道市)	276	287
守谷市	571	999
利根町	121	333
つくばみらい市(旧伊奈町)	185	468
つくばみらい市(旧谷和原村)	149	186
計	2,464	5,663

効果

病院群輪番制での対応により、重症患者の早期治療ができ、さらに、小児救急医療輪番制の実施により小児救急患者の医療を確保することができた。

[担当：保健センタ -] P.218

2601 老人保健施設建設補助金 25,602,925円 (25,749,462円)

[一財 25,602,925円]

目的

高齢化社会に向けて対応する施設の充実を図る。

内容

緑寿荘の建設補助として平成4年度から交付し、平成24年度終了予定である。

効果

要看護・介護寝たきり老人等の高齢者及びその介護者である家族への支援を施設サービス、在宅訪問サービスとで行い、高齢者の福祉の向上に資することができた。

[担当：保健センタ -] P.218

2901 特定疾病療養者見舞金 22,932,000 円 (16,911,000 円)

[国・県 5,000,000 円 一財 17,932,000 円]

* 特財内訳

[国補：合併市町村補助金 5,000,000 円]

目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

内容

原因が不明で、治療方法が未確立、かつ経過が慢性にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、入院・通院している者を対象に見舞金（月額 3,000 円）を支給した。

療養者内訳は下記のとおり。

一般 491 名

NO	疾 病 名	人数	NO	疾 病 名	人数
1	ベ - チェット病	11	24	モヤモヤ病	4
2	多発性硬化症	8	25	ウェゲナー肉芽腫症	0
3	重症筋無力症	11	26	特発性拡張型心筋症	8
4	全身性エリテマト - デス	126	27	多系統萎縮症	5
5	スモン	0	28	表皮水泡症	1
6	再生不良性貧血	5	29	膿疱性乾癬	1
7	サルコイドーシス	6	30	広範脊柱管狭窄症	4
8	筋萎縮性側索硬化症	6	31	原発性胆汁性肝硬変	13
9	強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	33	32	重症急性膵炎	0
10	特発性血小板減少性紫斑病	23	33	特発性大腿骨頭壊死症	3
11	結節性動脈周囲炎	3	34	混合性結合組織病	2
12	潰瘍性大腸炎	88	35	原発性免疫不全症候群	0
13	大動脈炎症候群	5	36	特発性間質性肺炎	2
14	ビュルガ - 病	5	37	網膜色素変性症	24
15	天疱瘡	1	38	プリオン病	0
16	脊髄小脳変性症	16	39	原発性肺高血圧症	1
17	クロ - ン病	12	40	神経線維腫症	0
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	1	41	亜急性硬化性全脳炎	0
19	悪性関節リウマチ	4	42	バット・キアリ症候群	0
20	パ - キンソン病関連疾患	47	43	特発性慢性肺血栓閉塞症	1
21	アミロイド - シス	0	44	ライソゾーム病	0
22	後縦靭帯骨化症	11	45	副腎白質ジストロフィー	0
23	ハンチントン病	0			

小児 233 名

NO	疾 病 名	人数	NO	疾 病 名	人数
1	悪性新生物	6	7	糖尿病	2
2	慢性腎疾患	12	8	先天性代謝異常	2

3	慢性呼吸器疾患	153	9	血友病等血液・免疫疾患	3
4	慢性心疾患	34	10	神経・筋疾患	1
5	内分泌疾患	18	11	慢性消化器疾患	0
6	膠原病	2			

血液 1名

NO	疾 病 名	人数
11	第 因子 (ヘイグマン因子) 欠乏症	1

効果

見舞金の支給により本人の経済的負担の軽減と適切な入院・通院が図られた。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センタ -] P.218

2001 予防接種に要する経費 80,842,642 円 (63,828,540 円)

[一財 80,842,642 円]

目的

感染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の防止を図る。

内容

各種接種の内容等は下記のとおり。

(単位：人)

区 分		接 種 数	市 医
一 般	BCG 接種	792	54
	急性灰白髄炎	1,278	55
	日本脳炎	422	個別接種
	三種混合	3,165	個別接種
	麻しん	886	個別接種
	風しん	1,502	個別接種
	高齢者インフルエンザ	10,127	個別接種
学 校	日本脳炎	649	20
	二種混合	864	29

効果

予防接種の実施により、感染症疾病の発生が防止された。

[担当：保健センタ -] P.220

2101 結核予防に要する経費 13,517,763 円 (10,424,542 円)

[一財 13,517,763 円]

目的

結核による呼吸器疾患の発生防止を図る。

内容

保健センター・公民館等で 53 日間基本健康診査と同時にレントゲン撮影を行った。

(7/6~8/2、10/3~11/16)

検診者数 16,768 人

要精検者 14 人

効果

要精検者には、精密検査を行い結核予防に努めることができた。

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センタ -] P.220

20 乳幼児健診に要する経費 7,709,763 円 (3,417,374 円)

[国・県 118,000 円 一財 7,591,763 円]

* 特財内訳

[国補：食育推進事業交付金 118,000 円]

目的

健康診査により、発育遅れ等を早期発見し保健指導を行うことにより、乳幼児の健康な成長を図る。

内容

4 ヶ月児・1歳6 ヶ月児・3歳児及び平成17年度より9 ヶ月児を対象に健康診査を実施し、1歳6 ヶ月児・3歳児健康診査時に心理発達相談員を配置し、身体及び精神の発育・発達の遅れ等を早期に発見するとともに、6 ヶ月～2歳児を対象に身体測定、育児相談、離乳食相談、その他指導を行った。さらに、平成17年度から4 ヶ月児健康診査時に股関節等の異常の早期発見のため、整形外科医師の診察を導入した。

相談、受診者数等は下記のとおり。

(単位：人)

	相談・受診者数	有所見者	医師数
4 ヶ月児	782	188	71
9 ヶ月児	838	64	36
1歳6 ヶ月児	820	295	72
3歳児	905	403	72
育児相談	373	36	-

効果

早期発見と適切な処置により、乳幼児の健全な発育が図れた。

[担当：保健センタ -] P.222

21 母子保健に要する経費 16,258,391 円 (14,102,177 円)

[国・県 281,000 円 その他 27,900 円 一財 15,949,491 円]

* 特財内訳

[国補：食育推進事業交付金 37,000 円]

[国補：フォローアップ教室事業交付金 244,000 円]

[諸収入：講座参加個人負担金 27,900 円]

目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な精神発達を促すことを図る。

内容

(1) 妊婦・安産・父親教室

妊婦、又はその配偶者を対象として、妊娠中の日常生活や出産の準備・育児(沐浴実習を含む)等について理解を深めてもらう為の教室を保健センター及び藤代保

健センターにおいて36回開催し、172名の参加があった。また、安産教室は年4回開催し146名、父親教室は年9回開催し267名の参加があった。

(2) 家庭訪問

新生児第1子の保育指導健康診査後の事後観察として、新生児343名を訪問、母親の育児上の不安や子の異常の早期発見に努めた。

(3) 妊婦・乳児健康診査

妊婦前期(満19週まで)後期(20週以上) 乳児前期(3~6ヵ月)後期(9~11ヵ月)の各1回づつ、一般健康診査を受けられる受診票(無料券)を発行した。

		前 期	後 期	計
妊 婦	発行数	862	871	1,733
	受診数	759	742	1,501
乳 児	発行数	964	989	1,953
	受診数	462	360	822

(4) フォローアップ教室

1歳6ヵ月児・3歳児健診等で発見された発達の遅れが心配される幼児、または育児に不安を抱える親に対して継続して関わりを持ち、手助けをした。

(5) 歯磨き指導

2歳以上就学前までの幼児を対象に歯みがき指導やフッ素塗布、乳幼児の飲み物等をテーマとした指導を行い、186名の参加があった。

効果

母親の出産前や乳幼児の発育発達の異常の早期発見に努めるとともに、発達の遅れや問題のある乳幼児や育児不安を持つ親に対し、その子に合った具体的指導及び育児支援ができた。

[担当：保健センタ -] P.224

2201 微小粒子状物質等疫学調査に要する経費 760,760円(909,223円)

[その他 760,760円]

* 特財内訳

[諸収入：微小粒子状物質等疫学調査費 760,760円]

目的

大気中に浮遊している微小な粒子状物質の健康への影響を探る。

内容

平成10年9月~平成11年8月生れの3歳児とその保護者を対象に13年度から5年間の問診による調査を行う。(環境省の特別調査)

児・・・5年間毎年

保護者・・・13.15.17年度

効果

大気中に存在する微小粒子状物質が人体に及ぼす健康状態を把握できる。

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センタ -] P.226

20 生活習慣病対策検診に要する経費 151,387,787 円 (93,062,265 円)

[国・県 41,300,215 円 一財 110,087,572 円]

* 特財内訳

[国補：合併市町村補助金 11,700,000 円]

[国負：保健事業費 13,179,054 円]

[県負：保健事業費 16,421,161 円]

目的

検診により、住民一人一人の健康の保持と適切な医療の確保を図る。

内容

基本健康診査や各種がん検診等を実施し、疾病の予防と早期発見を図る。平成 17 年度より、基本健康診査時に新たに 50 歳以上の男性の希望者を対象に前立腺がん検診を実施した。内容は下記のとおり。

骨粗鬆症検診

実施時期	場 所	検診者総数	要精検者
7/6	戸頭公民館	547 人	130 人
7/7	福祉会館		
9/8	藤代保健センター		
9/9	藤代保健センター		
1/31	保健センター		
2/1	井野公民館		

乳がん検診

検 診 名	実 施 時 期	場 所	検診者 総数	要精検者
視触診+マンモグラフィ	8/3,4,5,8,9,10,11 8/12,18,19	藤代保健センター	721 人	55 人
	9/5,6,20,21 2/2,3,14,15	保健センター		
視触診+I ₁₂₅	9/13,14,15 2/7,8,9	福祉会館	517 人	43 人
	9/7,2/6	井野公民館		
	9/16,2/13	寺原公民館		
総数			1,238 人	98 人

胃がん検診・大腸がん検診

実 施 時 期	場 所	検診者総数	要精検者
4/26,5/6,10/24,31	保健センター	胃がん 2,251 人	214 人
5/11,16,10/27,11/4	戸頭公民館		
4/27,5/12,10/26,11/9	福祉会館		

5/13,10/28	寺原公民館	大腸がん 2,636人	194人
10/25	小文間公民館		
5/2,11/1,7	市役所		
4/28,5/9,17,11/2,11/10	井野公民館		
5/10,11/8	あけぼの		
7/6,7,8,11,12,15,22,25,26,27,28 7/29,31,8/1,2	藤代保健センター		
7/13	高須公民館		
7/14	山王公民館		
7/19	六郷公民館		
7/20	相馬南公民館		
7/21	久賀公民館		
総数		4,887人	408人

子宮がん検診

	実施時期	場 所	検診者総数	要精検者
集団	6/6	保健センター	813人	12人
	6/7	福祉会館		
	6/8	寺原公民館		
	6/9	戸頭公民館		
	6/10	井野公民館		
	8/29,30,31 9/1,2,5,6	藤代保健センター		
施設	4/1～3/10	県医師会登録医療機関	739人	23人
総数			1,552人	35人

基本健康診査（肺がん検診・喀痰検査・前立腺がん検診も実施）

実施時期	場 所	検診者総数	有所見者(要指導者・要医療者)
10/6	小堀集会所	基本健康診査 17,360人	16,614人
10/7	小文間公民館		
10/11,12,13,14	福祉会館		
10/3,4,5	寺原公民館		
10/19,20,21,22	白山公民館		
11/14,15,16	あけぼの	肺がん検診 14,454人	298人
10/24,25,26,27,28,29	井野公民館		

11/1,2,4,5,6,7	保健センター	喀痰検査 450人	0人
11/8,9,10,11	戸頭公民館		
10/18	永山公民館		
7/6,7,8,11,12,15,22,25 7/26,27,28,29,31,8/1,2	藤代保健センター	前立腺がん検診 2,588人	159人
7/13	高須農村集落センター		
7/14	山王公民館		
7/19	六郷公民館		
7/20	相馬南公民館		
7/21	久賀公民館		

効果

各種検診を効果的に実施することで、疾病の早期発見及び健康増進を図ることができた。

[担当：保健センタ -] P.228

2401 精神保健事業に要する経費 656,253 円 (408,126 円)

[その他 16,800 円 一財 639,453 円]

* 特財内訳

[諸収入：講座参加個人負担金 16,800 円]

目的

こころの悩みや病気を抱える人、家族に対し相談の場を設け、適切な支援を行うとともに精神障害者の福祉の向上を図る。

内容

月 1 回の精神科医、心理相談員によるこころの健康相談の実施や、通院中で回復途上にある精神障害者に対し、月 2 回のデイケア（集団での生活指導等）を実施する。

効果

こころの健康相談やデイケアを実施することにより、精神障害者やその家族に対し適切な支援及び社会生活への適応が図られた。

[担当：保健センタ -] P.228

2501 高齢者健康度評価事業に要する経費 200,405 円 (385,770 円)

[国・県 33,674 円 一財 166,731 円]

* 特財内訳

[国負：保健事業費 15,018 円]

[県負：保健事業費 18,656 円]

目的

要介護状態予備群の高齢者を把握し、各個人・各地域に対する適切な保健指導・健康教育を実施することで、高齢者の介護予防とともに元気老人の増加を図る。

内容

要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者に対し、生活機能調査の結果を基に、個々に適した介護予防プランを立て、保健・福祉サービスを提供する。

効果

要介護状態予備群の高齢者に対して個別訪問し、各個人にあった保健指導及び保健サービスの提供ができた。

1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センタ -] P.230

2001 保健センター管理運営に要する経費 22,943,313 円 (6,396,375 円)

[その他 1,000,000 円 一財 21,943,313 円]

* 特財内訳

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,000,000 円]

目的

乳幼児健診や予防接種等を実施するため、施設の維持・管理を図る。

内容

保健センターの貯水槽の老朽化に伴い、今後の維持管理を考慮し、貯水槽を撤去し、上水道へ直結する工事を行った。また、汚水については、公共下水道への周辺整備が整ったことから、衛生面を考慮して、浄化槽を撤去し、下水道への接続工事を行った。

効果

施設の維持・管理が図られ、安全かつ安心して乳幼児健診や予防接種、定期健康診断等を実施することができた。

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境保全課] P.232

1101 取手市環境審議会に要する経費 209,562 円 (1,837 円)

[一財 209,562 円]

目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

内容

合併に伴い環境審議会設置条例を改正し、新たな委員を委嘱

第1回 委嘱状交付 会長・副会長の互選

審議会の成り立ちから、過去の審議内容などについて説明

市内視察（生ゴミ堆肥化モデル事業、小文間の野鳥観察の森、岡堰）

第2回 平成18年度取手市一般廃棄物処理計画の審議

効果 一般廃棄物処理計画についてさまざまな意見・提言をいただき、より効果的な計画を作成するために役立てることができた。

[担当：環境保全課] P.232

2101 犬猫対策に要する経費 3,567,294 円 (2,371,535 円)

[その他 3,405,800 円 一財 161,494 円]

* 特財内訳

[手数料：犬の登録手数料 @2,000 × 526 件 = 1,052,000 円]

[手数料：犬の登録再交付手数料 @1,000 × 13 件 = 13,000 円]

[手数料：注射済票交付手数料 @400 × 5,162 件 = 2,064,800 円]

[手数料：じん芥処理手数料 @6,000 × 46件 = 276,000円]

目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

内容

狂犬病予防注射及び犬の登録の啓発に努め、鑑札の交付及び手数料徴収事務を行った。狂犬病予防注射については、通常は、獣医師宅に出向いて受けるものであるが注射もれ及び登録もれの防止を図るため、獣医師の協力を得て市内各所で集合注射を実施した。

・犬の登録等

鑑札交付数 535頭 注射実施数 5,242頭

・集合予防注射

実施延日数 9日

延会場数 71ヶ所

注射頭数 2,338頭

(内新規登録) 132頭

・犬猫等死体処理件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
犬	3	4	3	3	0	2	1	5	3	0	1	1	26
猫	23	24	29	32	29	31	25	38	30	23	19	26	329
その他	3	4	6	6	7	17	10	11	10	14	6	10	104
計	29	32	38	41	36	50	36	54	43	37	26	37	459

効果

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たすことができた。

[担当：環境保全課] P.234

2201 取手駅西口公衆トイレ管理に要する経費 3,892,569円(5,282,748円)

[一財 3,892,569円]

目的

取手駅西口公衆トイレを、常に清潔かつ良好な機能を果たすように管理し、利用者が快適に利用できるようにする。

内容

1. トイレ内外の清掃
2. 設備、備品、機器の保守点検及び補修、修理
3. 消耗品の補充

効果

取手駅西口公衆トイレを、利用者が快適に利用できるように維持することができた。

[担当：環境保全課] P.234

2301 雑草除去に要する経費 2,709,573円(2,291,547円)

[その他 2,709,573円]

* 特財内訳

[諸収入：草刈受託収入 2,709,573 円]

目的

空き地の適正な管理及び雑草等の適正な処理について指導及び啓発を行い、安全で清潔な生活環境を保持する。

内容

雑草等が繁茂している空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導、勧告するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合は、所有者等の委託を受けて除去した。

(1) 通知件数	178 件	
(2) 指導件数	28 件	
(3) 勧告件数	8 件	
(4) 命令件数	2 件	
(5) 受託件数	120 件	23,091.21 m ²
(6) 自家処理	55 件	
(7) 未処理分	3 件	

効果

防犯、防火及び環境衛生上の観点から良好な住環境づくりに役立った。

[担当：環境保全課] P.234

2401 取手市外 1 市 1 町 1 村火葬場組合負担金 115,825,000 円(76,614,000 円)

[その他 28,993,058 円 一財 86,831,942 円]

* 特財内訳

[諸収入：取手市外 1 市 1 町 1 村火葬場組合事務費 28,993,058 円]

目的

取手市外 1 市 1 町 1 村火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営及び周辺整備を行う。

内容

平成 17 年度やすらぎ苑利用状況 < 火葬室及び式場 () 内は式場 >

(単位：件)

市町村 月	取 手	守 谷	伊 奈	谷和原	組織外	計
4 月	85(23)	21(8)	25(5)	14(2)	9	154(38)
5 月	66(18)	23(6)	24(11)	12()	5	130(35)
6 月	71(23)	15(2)	11(2)	8(1)	10	115(28)
7 月	70(20)	20(6)	23(3)	9(3)	7	129(32)
8 月	64(19)	21(6)	16(4)	12(2)	13	126(31)
9 月	65(12)	20(7)	17(8)	10(4)	11	123(31)
10 月	70(20)	22(13)	13(2)	8()	12	125(35)
11 月	61(10)	24(13)	17(6)	17(7)	13	132(36)

1 2月	84(16)	28(6)	22(6)	11(5)	13	158(33)
1月	68(17)	27(9)	24(5)	16(1)	11	146(32)
2月	81(27)	17(6)	14()	10()	10	132(33)
3月	81(25)	29(7)	21(9)	7()	6	144(41)
合 計	866(230)	267(89)	227(61)	134(25)	120	1,614(405)

組織外 120 件の内訳

龍ヶ崎市 3 件 牛久市 6 件 つくば市 10 件 利根町 33 件
 その他 68 件

効果

火葬場「やすらぎ苑」の適正な維持管理が図られた。

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境保全課] P.236

2001 公害対策事業に要する経費 5,956,845 円(3,281,714 円)

[その他 240,000 円 一財 5,716,845 円]

* 特財内訳

[諸収入：県環境保全事業団交付金 100,000 円]

[手数料：土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料

@20,000 × 7 件 = 140,000 円]

目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を掌握し、発生を未然に防止する。そのために水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業場等に指導を行う。

内容

(1) 水質汚濁防止対策

発生源の規制及び指導

水質汚濁防止法、県公害防止条例及び市公害防止条例に基づき、規制対象事業所の立入調査（県との合同立入調査含む）を実施し、排水基準の遵守等に関する指導を行った。

公共用水域の水質観測

市内河川（相野谷川等）農業用水路及び樋管において定期的に水質検査を実施し、公共用水域の水質の状況を把握した。

古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため、水質・底質の調査、監視を我孫子市と共同で実施した。

井戸水検査

市内の一般家庭を、各地区から数か所選定して有害物質の検査を行い、井戸水の汚染状況を把握した。

産業廃棄物対策

寺田地内産業廃棄物最終処分場周辺井戸水検査、処分場周辺の環境汚染を監視し、防止するため地下水の水質分析を行った。

(2)大気汚染防止対策

発生源の規制及び指導

大気汚染防止法、県公害防止条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設を有する事業所に対し、県との合同立入調査を実施し、排出規準を遵守するよう指導した。

光化学スモッグ対策

県の光化学スモッグ対策要綱に基づき、光化学スモッグ予報、注意報が発令された場合、光化学スモッグ緊急時連絡体制により関係機関等に通報し、被害の未然防止に努めた。

光化学スモッグ緊急時の発令状況

	県南部地域		龍ヶ崎地域
	予報	注意報	注意報
平成17年度	13	15	6
平成16年度	10	9	7
平成15年度	7	6	4

(3)騒音・振動防止対策

発生源の規制及び指導

騒音規制法・振動規制法・県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届け出を義務付け、騒音・振動発生源の内容等を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努めた。

環境騒音の測定

一般地域における環境基準との適合状況について把握するため、定点において測定を実施した。

(4)悪臭・地盤沈下対策

悪臭については市全体が悪臭防止法の規制地域として指定を受け、県生活環境の保全等に関する条例とあわせて規制を行った。地盤沈下については、県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等の届け出を実施させ、被害の未然防止に努めた。

(5)公害苦情処理

市民から寄せられた苦情について、関係各課及び県と密接な連絡を保ち、早期解決に努めた。

公害の種類別件数

種別	合計	典型7公害							左記以外			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	
件数	H17	249	41	3	0	5	0	0	0	4	195	1
	H16	152	50	1	0	6	0	0	0	1	87	7

効果

条例等に基づいて規制対象施設の立入検査等を実施し、公害の発生を未然に防ぐことができた。

公害の実態は、各観測・測定によって把握することができた。

市民からの苦情については、県と連携を図り、発生源等に対して指導を行った結果、おおむね適切に処理することができた。

[担当：環境保全課] P.236

2301 生活排水汚濁水路浄化施設維持管理に要する経費 5,006,148 円

[一財 5,006,148 円]

(10,880,394 円)

目的

新取手地域の生活排水が相野谷川の水質汚濁を招いていることから、直接浄化施設によって生活排水を浄化し、相野谷川の水質浄化を行うことを目的とする。

内容

生活排水の BOD (生物化学的酸素要求量) を 10mg/l 以下に浄化するため、高負荷処理施設と多自然浄化水路を配置し、相野谷川に放流している。良好な処理水質を得るため、施設点検を年間 20 回 (他 緊急出動年間 24 回) 行った。また、13 年度から余剰汚泥の処分を業者委託とした。

なお、16 年度の相野谷川改修工事によって揚水に影響がでるため、浄化施設においても 16 年度に改修工事を実施したが、揚水量が安定せず、水質の監視に影響した。

	17 年度	16 年度
需用費		
消耗品	8,998 円	8,568 円
光熱水費	1,859,217 円	1,971,139 円
修繕料	140,700 円	1,269,450 円
委託料		
運転管理・点検	861,000 円	945,000 円
水質検査	387,450 円	328,545 円
汚泥分析	178,500 円	178,500 円
汚泥処分	904,932 円	598,436 円
汚泥削減対策	598,500 円	598,500 円
緑地管理	36,000 円	36,000 円
工事請負費	-	4,861,500 円

効果

平成 11 年 4 月から運転を開始した結果、生活排水は下記のように浄化され、相野谷川の水質も向上した。なお、16 年 9 月～17 年 8 月は相野谷川上流の拡幅工事により、ボックスカルバートから施設への揚水が安定しなかったため、正確なデータを得ることが出来なかった。

浄化施設水質平均値（平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月）

	原水	処理水	水路 合流点	放流水	放流点 下流
pH（水素イオン濃度）	7.5	7.5	8.0	7.8	7.3
SS（浮遊物質） （単位：mg/ℓ）	33.0	7.2	6.8	2.3	42.3
BOD（生物化学的酸素要求量） （単位：mg/ℓ）	19.6	5.5	5.1	5.4	13.3
ヘキサン抽出物質 （単位：mg/ℓ）	1.8	0.7	0.7	1.0	1.0
TOP（全リン） （単位：mg/ℓ）	1.1	0.8	0.9	0.9	0.7
TON（全窒素） （単位：mg/ℓ）	8.4	9.5	9.0	10.1	7.6

浄化施設水質平均値（平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月）

	原水	処理水	水路 合流点	放流水	放流点 下流
pH（水素イオン濃度）	7.3	7.5	8.1	8.0	7.3
SS（浮遊物質） （単位：mg/ℓ）	13.3	4.7	4.7	8.3	12.0
BOD（生物化学的酸素要求量） （単位：mg/ℓ）	14.9	2.0	1.7	1.3	4.4
ヘキサン抽出物質 （単位：mg/ℓ）	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
TOP（全リン） （単位：mg/ℓ）	1.23	1.04	1.98	0.90	0.36
TON（全窒素） （単位：mg/ℓ）	9.4	9.3	9.02	8.1	3.66

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境保全課] P.240

2001 清掃事業に要する経費 42,521,797 円（39,157,796 円）

[その他 558,267 円 一財 41,963,530 円]

* 特財内訳

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @2,300 × 56 台 = 128,800 円

@2,800 × 130 台 = 364,000 円]

[諸収入：草刈受託収入 65,467 円]

目的

市内全域の側溝等を清掃することにより、清潔で、住み良い環境づくりを図る。

内容

パトロール等により、市内全域の側溝等の状態を把握し、年間を通し清掃等を実施した。

側溝清掃	98 地区、延長	10,465m
柵清掃	2,864 箇所	
排水路草刈	23 地区、延長	5,288m
スクリーン・ピット等の清掃	558 回	
市民憲章による汚泥、草の回収	391 回	

家庭雑排水を浸透柵で処理している家庭のうち、浸透柵で処理しきれない雑排水の汲取りを実施した。

登録戸数 15 戸	本郷地区	1 戸	稲地区	2 戸
	寺田地区	1 戸	下高井地区	2 戸
	野々井地区	1 戸	上高井地区	3 戸
	米ノ井地区	5 戸		

効果

地域の住環境及び環境衛生の向上を図ることができた。

[担当：環境保全課] P.240

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 465,250 円(95,290 円)

[一財 465,250 円]

目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期発見とその解決を図り、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

内容

取手市不法投棄ボランティア監視員制度を活用するとともに、取手地区ハイタク指導委員会と不法投棄等に関する情報提供の覚書を締結し、取手郵便局とは同様の業務委託契約を行って、市内の不法投棄のパトロール監視体制の強化と、不法投棄の未然防止のための啓発に努めた。また、廃棄物減量等推進員の協力も得られるようになり、不法投棄監視体制が強化された。

不法投棄事案については、場合によっては警察へ通報・協力依頼などを行いながら投棄者の発見に努めた。また投棄された廃棄物は投棄者が判明した場合にはその者に、判明しない場合には土地の所有者・管理者において処理することを原則として、市としても必要な協力をしながら、すみやかな処理に努めた。

不法投棄件数

	件 数	増 減
17 年度	202(116)	111(25)
16 年度	91	30
15 年度	121	7

()内の数値は旧取手市の件数

効果

市民の環境意識が波及し不法投棄の情報提供が多く寄せられ、早期発見とその廃棄物の処理が適切に行われたことにより良好な生活環境を確保することができた。

[担当：環境保全課] P.240

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 16,131,000 円
(13,725,000 円)

[国・県 9,644,000 円 その他 63,000 円 一財 6,424,000 円]

* 特財内訳

旧取手市分[国補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 8,541,000 × 1/3
= 2,847,000 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 8,541,000 × 1/3 × 交付率 75%
2,135,000 円]

旧藤代町分[国補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 6,639,000 × 1/3
= 2,213,000 円]

[国補：循環型社会形成推進交付金 354,000 × 1/3 = 118,000]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 6,993,000 × 1/3
= 2,331,000 円]

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料（浄化槽清掃業）@3,500 × 9 = 31,500 円]

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料（収集運搬業）@3,500 × 9 = 31,500 円]

目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水施設処理区域を除く区域における合併浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付し、普及推進を図る。

内容

合併処理浄化槽設置整備費補助金交付実績

区 分	1基当りの補助金額	補助基数	補助総額
5人槽	354,000 円	25 基	8,850,000 円
6～7人槽	411,000 円	15 基	6,165,000 円
8～10人槽	519,000 円	2 基	1,038,000 円
計		42 基	16,053,000 円

効果

合併浄化槽は、公共下水道の終末処理場の処理能力と同等の能力を有しており、公共用水域の水質汚濁防止に大きな役割を果たしている。

地域の生活環境の保全を図ることができた。

[担当：環境保全課] P.242

2501 公共施設の里親制度に要する経費 70,350 円(70,929 円)

[一財 70,350 円]

目的

公共の施設の美化保全を通じて市民、事業者、行政が一体となった住みよいまちづくりを推進する。

内容

市が管理する公共施設について市民や団体に里親の登録をしていただき、定期的に清掃、環境美化等の活動を行なっていただいた。市は必要な用品の提供、看板の設置、保険加入などのサポートを行った。

効果

地域の方々の協力のもと、環境美化が図られた。

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境保全課]P.242

2001 じん芥収集に要する経費 334,745,158 円(201,408,437 円)

[その他 18,514,888 円 一財 316,230,270 円]

* 特財内訳

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料：@3,500×19件=66,500円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料：13,298,007円]

[諸収入：資源物売却代：5,150,381円]

目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、住民の良好な生活環境を確保する。

内容

市内の一般世帯から排出される一般廃棄物(可燃・不燃)及び資源物(新聞紙、雑誌、段ボール、古布、あき缶、あきビン)、粗大ごみの収集運搬を、業者に委託して実施した。

あきビンの収集方式は、平成12年度から「容器包装リサイクル法」に基づき、指定袋でそれぞれ3色分別収集を行い一定の成果は見られたものの、今以上の品質向上を図るため平成16年度からコンテナ容器による分別収集を行った。

なお、ごみの減量と資源化を図るため、引き続き5種13分別を推進した。

ごみの収集量実績

(単位:t)

種 別	17 年度		16 年度 旧取手分	増 減		増 減 率(%)	
	うち 旧取手分			うち 旧取手分		うち 旧取手分	
可 燃 ご み	18,078	25,084	17,876	202	7,208	1.1	40.3
不 燃 ご み	3,634	5,293	3,706	72	1,587	1.9	42.8
資源物(缶・ビン)	957	1,382	1,008	51	374	5.1	37.1
粗 大 ご み	226	328	219	7	109	3.2	49.8
合 計	22,895	32,087	22,809	86	9,278	0.4	40.7

効果

市内から発生する一般廃棄物(ごみ)を迅速、的確に収集運搬することにより、市民の生活環境を清潔で衛生的なものとする事ができた。

[担当：環境保全課] P.242

2101 ごみ処理事務に要する経費 5,292,861 円(4,272,662 円)

[その他 2,733,993 円 一財 2,558,868 円]

* 特財内訳

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料：2,733,993 円]

目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

内容

- ・ごみの排出抑制、再使用、再利用について、市民に理解を求めるために広報等により啓発し循環型社会の構築を目指した。
- ・粗大ごみの受付事務に対応するため臨時職員を採用し迅速に対応した。
- ・関係機関との連絡調整を行い、また茨城県清掃協議会への負担金を支出した。

効果

ごみの出し方のパンフレットを戸別配布し市民に周知徹底を図ったため混乱もなく実施されている。また、循環型社会への取り組み状況について各団体との連絡調整により情報収集することができた。

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境保全課] P.244

2001 ごみ減量推進に要する経費 12,686,234 円(13,456,708 円)

[一財 12,686,234 円]

目的

生ごみ処理機等購入補助金、資源回収助成金の交付等により、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するとともに、市民意識の高揚を図る。

内容

生ごみ処理機等購入補助金は、購入費の3分の2で1世帯につき2基まで、1基につき限度額3,000円(電気式生ごみ処理機は1基につき限度額30,000円)を交付した。

生ごみ処理機等補助金実績

年度	コンポスター		電気式生ごみ処理機		EM容器	
	数量	補助金額:円	数量	補助金額:円	数量	補助金額:円
17年度	14基	38,800	121基	3,535,200	50基	74,100
16年度 (うち旧藤代町分)	12基	32,600	62基 (1)	1,784,300 (20,000)	51基 (2)	78,000 (1,400)

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の資源回収団体に対し、その回収した資源物1kg当たり5円、資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物についても1kg当たり3円の助成金を当該資源回収業者に対して交付した。

なお、平成 17 年度は、要綱改正に伴い申請時期が変更され前期分のみとなったため、回収量と助成金額が減少した。

資源回収助成金実績（団体）

年 度	回収団体数	回収量（kg）	助成金額：円
17 年度	96	973,600	4,868,002
16 年度 （うち旧藤代町分） 「うち逆有償補填分」	113 (33)	1,416,070 (128,731) 「570」	7,083,149 (646,460) 「2,850」

資源回収助成金実績（業者）

年 度	回収業者数	回収量（kg）	助成金額：円
17 年度	9	716,160	2,148,480
16 年度	7	915,680	2,747,040

効果

経費の面では、焼却処分では 29 円/kg 程度かかっているものを、5 円/kg で回収処理できたことになる。

[担当：環境保全課] P.246

2101 生ごみリサイクルモデル事業に要する経費 16,493,820 円(16,639,665 円)

[その他 5,946,000 円 一財 10,547,820 円]

* 特財内訳

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 5,946,000 円]

目的

循環型社会形成の一環として、一般家庭から排出される生ごみを収集し生ごみ堆肥化施設において堆肥化することにより、ごみの減量化を図る。

内容

市内のモデル地区 947 世帯から排出される生ごみを週 1 回収集し、旧吉田焼却場跡地の生ごみ堆肥化施設において堆肥化した。

生ごみ回収量

(単位：kg)

	17 年度	16 年度	増 減
4 月	8,373	7,193	1,180
5 月	7,146	7,874	728
6 月	8,753	8,293	460
7 月	8,524	8,290	234
8 月	9,163	6,967	2,196
9 月	7,362	7,609	247
10 月	8,197	6,965	1,232
11 月	8,906	6,780	2,126
12 月	7,877	7,513	364
1 月	6,937	7,659	722
2 月	6,880	7,024	144
3 月	8,382	7,948	434
計	96,500	90,115	6,385

効果

ごみの減量化を実現できた。また、市民意識の高揚が図れた。一方、他市町村や各種団体等から反響もあり、多数の視察等が行われた。

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境保全課] P.248

2001 し尿処理事業事務に要する経費 43,335,731 円 (41,515,906 円)

[その他 18,809,440 円 一財 24,526,291 円]

* 特財内訳

[手数料：し尿処理手数料 18,809,440 円]

目的

取手市域から排出された一般廃棄物(し尿)の収集と運搬を行い、市域内の生活環境を清潔にすることを目的とする。

内容

し尿は、収集・運搬を委託した業者及び許可業者が一般家庭から汲取り、龍ヶ崎地方衛生組合龍の郷・クリーンセンターまで運搬し、同センターにおいて処理している。

・ 汲取実施戸数及び人口

定 額 制		1,657 戸	3,853 人
内 訳	口 座	866 戸	2,080 人
	汲取券扱	791 戸	1,773 人
従 量 制		1,356 戸	
内 訳	口 座	712 戸	
	汲取券扱	644 戸	

- ・ し尿収集運搬委託料 29,393,950 円
定 額 (一人当り) 250 円
従 量 (36 当り) 250 円
- ・ し尿汲取り補助金(旧藤代町)
@30 × 76,600 本 = 2,298,000 円
- ・ 処理手数料(龍ヶ崎地方衛生組合)
29,288,483kg × 0.35 円/kg 10,250,969 円

効果

取手市域から排出された一般廃棄物(し尿)を衛生的に処理することにより、市内の生活環境が保全された。

[担当：環境保全課] P.248

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 335,147,000 円 (220,222,000 円)

[一財 335,147,000 円]

目的

取手市域から排出される一般廃棄物(し尿)及び浄化槽汚泥の処理を行い、市域内の生活環境を清潔にすることを目的とする。

内容

市が業者委託及び許可業者によって収集・運搬するし尿、及び市が許可した業者が汲取・運搬する浄化槽汚泥について、一部事務組合の龍ヶ崎地方衛生組合が設置・運営する龍の郷・クリーンセンターに搬入し、適正な処理を行う。

・し尿清掃委託投入量	9,016 k
・浄化槽汚泥投入量	20,273 k
・龍ヶ崎地方衛生組合負担金	335,147,000 円

効果

取手市域から排出される一般廃棄物（し尿）及び浄化槽汚泥を衛生的に処理することにより、市内の生活環境が保全された。

2 清掃費 6 下水清掃費

[担当：環境保全課 H18 道路課] P.248

2001 下水清掃に要する経費 37,178,407 円（49,066,500 円）

[一財 37,178,407 円]

目的

下水清掃は、衛生的なまちづくりのために不可欠なものであり、市内の巡回等により現地を調査し清掃を実施する。

内容

下水清掃箇所(12ヶ所)

1. 寺田
2. 吉田
3. 小文間
4. 押切
5. 東6丁目
6. 双葉
7. 吉田
8. 寺田
9. 中田
10. 櫛木
11. 小堀
12. 新取手

効果

地域の生活環境の保全を図ることができた。